

同行援護従業者養成研修の案内

2020 年度

○同行援護とは、2011年10月、障害者自立支援法の一部改正によって始まった視覚障害者の外出を支援する国の制度事業です。それまでは市町村で、ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の有資格者が視覚障害者の外出介助業務に従事していました。本講座修了者は、視覚障害者の移動支援だけでなく、食事や排せつの支援、また代筆や代読、情報支援などを行う「同行援護従業者」として働けるようになります。

なお、居宅介護従業者の要件で同行援護に従事出来る経過措置の期間は2018年3月31日までです。それ以降、同行援護に従事する場合は同行援護従業者の資格が必須となるため、早目の受講をお勧めします。

○「強度行動障害支援者養成研修」「同行援護従業者養成研修」「重度訪問介護従業者養成研修」のいずれかを受講すれば、初任者研修等のヘルパー資格のない方でも呉市の移動支援に従事することができます。

【日 時】

回	一般課程	応用課程
第1回	2020年 7月4日(土) 9:00~18:30	7月11日(土) 9:00~13:10
	7月5日(日) 9:00~18:10	7月12日(日) 9:00~18:10
	7月11日(土) 14:10~18:10	
第2回	2020年 11月14日(土) 9:00~18:30	11月21日(土) 9:00~13:10
	11月15日(日) 9:00~18:10	11月22日(日) 9:00~18:10
	11月21日(土) 14:10~18:10	

【会 場】 くれんど 本部 2階 呉市安浦町水尻 1-3-1

【受講内容】

	一般課程	時間数
講義	①視覚障害者(児)福祉サービス	1
	②同行援護の制度と従業者の業務	2
	③障害・疾病の理解①	2
	④障害者(児)の心理①	1
	⑤情報支援と情報提供	2
	⑥代筆・代読の基礎知識	2
	⑦同行援護の基礎知識	2
演習	①基本技能	4
	②応用技能	4

	応用課程	時間数
講義	①障害・疾病の理解②	1
	②障害者(児)の心理	1
演習	①場面別基本技能	3
	②場面別応用技能	3
	③交通機関の利用	4

※サービス提供責任者は(応用)まで、通常のサービス提供の場合は、(一般)だけの受講で大丈夫です。

【受講定員】10名(先着順)

【受講対象】 16歳以上で同行援護サービスに従事することを希望する方、又は従事することが確定している方

【受講料】 (一般課程) 15,000円 (消費税・テキスト代込)
(応用課程) 15,000円 (消費税・テキスト代込)
(両方) 25,000円

【申込み方法】

(1) 受講申込書に記入の上、郵送・ファックスまたはメールで申し込んでください。

(2) 受講料は振込または当日ご持参ください。納付された受講料は原則として返金できません。

(テキストは当日配布します)

※受講日1か月前から振込先等を記載した「受講決定通知書」をメールでお送りいたします。メールが難しい場合は郵送いたします。

【講習会修了証の交付】

すべての講習科目を受講し、実技講習の審査の結果、合格した方に修了証を交付します。

<問い合わせ・申し込み先>
特定非営利活動法人 地域ネットくれんど
〒737-2517 呉市安浦町水尻 1-3-1
Tel : 0823-84-5803 Fax : 0823-84-4041
ホームページ : <http://kurend.com/>
メールアドレス : support@kurend.com

-----切り取り-----

同行援護従事者養成研修 申込書

※修了者を県へ報告する義務があります。受講者の方の住所、電話番号を記入ください。

フリガナ 受講者名			
受講者 住所 電話番号	〒 ー (Tel)		
事業所名 住所 電話番号	(事業所名) 〒 ー (Tel)		
性別	男 ・ 女	生年月日(西暦)	年 月 日
希望日程	第 回 年 月 日 ~ 日 一般 ・ 応用 ・ 両方 (該当に○をしてください)		
受講決定通知書の 受け取り (どちらかに○)	メール希望 (アドレス)	郵送希望	

